



埼玉県報

第 2 2 5 8 号
平成 23 年 2 月 1 日
火 曜 日

目次

規則

- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [志木都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [手術器材の入札に関する公示\(総合リハビリテーションセンター\)](#)
- [保安林の皆伐面積の限度\(森づくり課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [景観協定の認可公告\(田園都市づくり課\)](#)
- [県道練馬川口線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道練馬川口線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷鳩ヶ谷線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [越谷鳩ヶ谷線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道吉場安行東京線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道吉場安行東京線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [一般国道140号の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了告示\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了広告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [直接請求に係る署名収集の禁止\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号中訂正\(秩父県土整備事務所\)](#)

規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第一号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「六五・〇五」を「三六・九六から五八・〇七まで」に、「一五〇」を「二七五」に改め、同表一九の項中「一八〇」を「二八五」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。ただし、別表一九の項の改正規定は、同年三月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人行田観光物産会
- 三 代表者の氏名
戸塚 昌利
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市行田十一番二十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、行田市の観光及び物産の振興を目的とした事業を行うことにより、観光客の市内誘導、回遊を図るとともに、物産の普及・促進を目指すことにより、地域社会の発展、地域経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人商店街開発センター
- 三 代表者の氏名
岩岡 幸男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市東大沼四六八番地二朝日ハイター〇一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、商店街の活性化のため、市場調査の実施及び企画立案により、空洞化した商店街を開発すること、商店街の現状を分析して街づくりの観点から、再開発の指導をすること、商業施設開発の分野で実績のある人材を募集し、雇用機会の拡充を支援及び指導をすること、社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人都市づくりNPOさいたま
- 三 代表者の氏名
窪田 陽一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市緑区芝原二丁目一六番地二一
- 五 定款に記載された目的
本法人は、さいたま市およびその周辺地域において、まちづくりに関する様々な課題に取り組むために、建築、土木、都市計画、環境、産業経済、等の専門的な立場から活動及び支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あいのて
- 三 代表者の氏名
後藤 成美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市大宮区土手町3丁目202番1号
第2大野ハイツ1階 生活クラブ生協大宮生活館内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、さいたま市及びその近隣の高齢者や障がい者及びお互い様の助け合いを必要とする地域市民に対し、生活に必要なたすけあい事業を行うことので思いやりのある人間社会の構築や福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人野球大好き
- 三 代表者の氏名
節丸 裕一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目三〇五番一号工藤大宮ビル二〇二号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、国内外の少年少女に対して、野球用具を回収・提供し、野球教室等のイベントに関する事業を行うことで、野球を通じた少年少女の心身の健全な成長と野球人口の増加と野球文化の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヒューマンシップコミュニティ

三 代表者の氏名

佐野 幸子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区三室一五二五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民・団体等に対し、健康維持・疾病予防に関するセルフメディケーションを推進・ストレスマネジメントを啓発し、地域のヘルスプロモーションに努める。そして、心身ともに健康で自分らしく楽しく生きがいを持つて過ごせる環境をつくり、生涯学習の場を構築し、老若男女、お互いに支え合える社会のシステムマネジメントに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本医療福祉支援機構

三 代表者の氏名

仙波 邦博

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都豊島区駒込三丁目四番地九号JCBビル三階

（変更後）埼玉県鴻巣市東二丁目一番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、会員相互のネットワークと地域市民の協力のもと日本国内及びアジア諸国の人々に対してその保健・衛生・医療及び福祉の増進に関する事業を行い国内外の地域保健・衛生・医療福祉及びサービスの向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年一月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉県就労支援事業者機構

三 代表者の氏名

蓮見 弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一六番五八号

五 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

手術器材 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年4月1日(金)から平成24年3月31日(土)まで

(4) 履行場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

入札は、本県が示す予定数量及び入札者が見積もった単価に従って計算した総価で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、「医療機器」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(6) 購入する手術器材について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒362-8567 埼玉県上尾市西貝塚148番1 埼玉県総合リハビリテーションセンター管財・用度担当 藤倉 電話048-781-6744(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成23年3月3日(木)から上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県総合リハビリテーションセンターB棟3階大会議室 平成23年3月25日(金)午後1時30分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総合リハビリテーションセンター管財・用度担当 平成23年3月24日(木)午後5時(必着)

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年3月15日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無
無

- (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年2月18日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

- (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (10) 平成23年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

- (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature of Services Required:

Bid for the purchase of prosthetic joints for use at the Saitama Rehabilitation Center.

- (2) Deadline for Submissions:

By mail: 5:00 p.m., March 24, 2011

In person: 1:30 p.m., March 25, 2011

- (3) Contact Point for More Information:

Management Service Division, Saitama Rehabilitation Center

NishiKaitsuka 148-1, Ageo-shi, Saitama-ken 362-8567

Ph. 048-781-6744

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
入 間 区 域	飯能市・日高市・入間郡越生町・ 毛呂山町	水源かん養保安林	160.32
		土砂流出防備保安林	99.47
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.54
西 部 区 域	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武 蔵 地 区	入間市大字木蓮寺・大字南峯・ 大字寺竹	防風保安林	0.26
毛 呂 山 地 区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.10
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.50
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町・ときがわ町・鳩 山町	防風保安林	0.52
寄 居 地 区	熊谷市・深谷市・大里郡寄居町	防風保安林	0.66
利 根 川	本庄市・児玉郡神川町・美里町	水源かん養保安林	46.42
		土砂流出防備保安林	22.54
		干害防備保安林	0.66
荒 川 下 流	深谷市・比企郡嵐山町・小川町・ ときがわ町・秩父郡東秩父村・ 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	48.96
		干害防備保安林	3.48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長・秩父郡長瀬町・皆野町・ 小鹿野町	水源かん養保安林	143.68
		土砂流出防備保安林	233.56
		干害防備保安林	5.24
		保健保安林	0.12

荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川鬻川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川・秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,993.51
		土砂流出防備保安林	82.03
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	24.84
秩父地区	秩父市中津川・秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,285.27

告 示

埼玉県告示第百四十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 四〇 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

蓮田市大字井沼字後塚九三七番地一他一三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四九・四立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇九立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第百五十号

景観法（平成十六年法律第百十号）第九十条第二項の規定により次のとおり認可した。

平成二十三年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 景観協定の名称

オランジエ吉川美南地区景観協定

二 景観協定区域

仮換地 吉川駅南特定土地区画整理事業区域内五十六街区一の一部

従前地 埼玉県吉川市大字高久字町田二百六十九番一ほか五十一筆の各筆の全

部又は一部

三 景観協定の縦覧場所

埼玉県都市整備部田園都市づくり課及び吉川市都市建設部建築課

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 練馬川口線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
二地先まで 先から同市西川口六丁目三〇六番 川口市西川口六丁目二三〇番一地	二地先まで 先から同市西川口六丁目三〇六番 川口市西川口六丁目二三〇番一地	区 間
一四・九三) 二三・六〇	九・二〇) 二三・六〇	敷地の幅員 (メートル)
二四四・二〇	二四四・二〇	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

<p>路線名</p>	<p>練馬川口線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川口市西川口六丁目二三〇番一地从先から 同市西川口六丁目三〇六番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十三年二月一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十三年二月一日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号で区域変更した部分の一部供用開始である。延長二四四・二〇メートル</p>

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま鳩ヶ谷線

三 道路の区域

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

<p>路線名</p>	<p>さいたま鳩ヶ谷線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>鳩ヶ谷市桜町二丁目一〇二番二地先から 同市桜町五丁目一〇五番一三地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十三年二月一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十三年二月一日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号で区域変更した部分の一部供用開始である。延長六〇・三〇メートル</p>

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 越谷鳩ヶ谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鳩ヶ谷市桜町五丁目一七七番二地 先から同市桜町五丁目一〇四番一 地先まで	鳩ヶ谷市桜町五丁目一七七番二地 先から同市桜町五丁目一〇四番一 地先まで	区 間
一九・八〇) 二六・二〇	一八・〇〇) 二三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二〇・五〇	二〇・五〇	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

路線名	越谷鳩ヶ谷線
供用開始の区間	鳩ヶ谷市桜町五丁目一七七番二地先から 同市桜町五丁目一〇四番一地先まで
供用開始の期日	平成二十三年二月一日
備考	平成二十三年二月一日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号で区域変更した部分の一部供用開始である。延長二〇・五〇メートル

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 吉場安行東京線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市大字安行字大元六四四番一 地先から同市大字安行字宮越一一 一七番二まで	川口市大字安行字大元六四四番一 地先から同市大字安行字宮越一一 一七番二まで	区 間
一〇・三五 ） 一七・〇〇	七・四〇 ） 九・三五	敷地の幅員 （メートル）
四二二・七〇	四二二・七〇	延 長 （メートル）
		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

<p>吉場安行東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>川口市大字安行字大元六四四番一地先から同市大字安行字宮越一一七番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年二月一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十三年二月一日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号で区域変更した部分の一部供用開始である。延長四一・七〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

<p style="text-align: center;">百四十号</p>	<p style="text-align: center;">路 線 名</p>
<p style="text-align: center;">秩父市大滝字強石四七八二番一地先 から同市大滝字強石四七八四番一地 先まで</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の区間</p>
<p style="text-align: center;">平成二十三年二月一日</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の期日</p>
<p style="text-align: center;">○メートル 延長一四一・三</p>	<p style="text-align: center;">備考 平成二十年 九月二日付け 埼玉県秩父県 土整備事務所 長告示第三十 九号で告示し た道路予定区 域の供用開始 である。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年二月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年十一月十一日

指令川建セ第二二一九号

二 検査済証番号

平成二十三年一月二十四日

川建セ第二二一二二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字新宿三七 三番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秩父市蒔田三 一番地四

切谷 有造

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年二月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年四月十二日

指令川建セ第二一〇一七二〇号

二 検査済証番号

平成二十三年一月二十七日

川建セ第二二〇一二〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡毛呂山町大字長瀬字向井三六三番三、三六五番四、三六五番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原二三〇番地一

有限会社 大山工務店 代表取締役 大山初雄

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年二月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

十一号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十三年一月 二十六日	指定の年月日
飯能市大字笠縫一五四の六～一五四の六	指 定 道 路 の 位 置
一三一・〇〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
九・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県選管告示第十七号

埼玉県議会議員一般選挙が、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号）の規定に基づき行われることとなつたため、同法施行令第二条の規定に基づき平成二十三年二月九日から平成二十三年四月十日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のため、の署名を求めることができない。

平成二十三年二月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

正 誤

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号（平成二十二年十二月十七日第二千二百四十六号）中訂正

ページ 行
二 表中

新	旧	旧 新 別
耕地二二七三番七地先まで	秩父市蒔田字西ノ入一七五一番二地先から同市蒔田字堰下	区 間
一五一・八〇 八・〇〇}	一〇・五九 二〇・四〇	敷地の幅員 (メートル)
一、六七四・四〇	七〇四・七〇	延 長 (メートル)
区域の一部変更である。	平成十八年二月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号の道路予定	備 考

新	旧	旧 新 別
耕地二二七三番七地先まで	秩父市蒔田字西ノ入一七五一番二地先から同市蒔田字堰下	区 間
一五一・八〇 八・〇〇}	一〇・五九 二〇・四〇	敷地の幅員 (メートル)
一、六七四・四〇	七〇四・七〇	延 長 (メートル)
区域の一部変更である。	平成十八年二月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号の道路予定	備 考